

貸衣装業者のキャンセル条項等の差止請求（控訴審）



特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（以下「当団体」といいます。）は、平成30年9月に成人式用の衣装レンタルなどを行う事業者に対し、差止請求訴訟を提起しました。令和5年2月9日に一部勝訴の判決がありましたが不服とし、2月22日に控訴しました。当団体が問題と考える条項は以下のとおりです。

キャンセル条項

事業者は、着用日の6か月前に解約した場合にはレンタル料の70%のキャンセル料が徴収されるなど、時期に応じたキャンセル料を規定しています。他の事業者のキャンセル料を比較しても分かる通り、キャンセル料が高額であり「平均的な損害」（消費者契約法9条1号）を超えるものと言えます。

	7か月前	6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	1週間前	前日	
被告	20%	70%						100%		
A社	30%						50%	80%		
B社	10%					30%	50%	100%		

また、オーダーレンタルの場合は、申込日から8日目以後の解約についてはレンタル料の100%のキャンセル料が徴収されるとされており、同じく「平均的な損害」を超えるものと言えます。

⇒一審判決では、前撮りを終えた後のキャンセルについて主張が認められましたが、その他のキャンセル料については、「平均的な損害」を超えていると認められなかったため、控訴しました。

無過失責任条項

事業者は、返却時に衣装にシミ、よごれ、破損等があった場合には、クリーニング代、修理代を徴収すると規定しています。しかし、消費者に責めに帰すべき事由、故意・過失がない場合には、債務不履行責任・不法行為責任を負わないはずであり、そのような場合にもクリーニング代・修理代を徴収することは、消費者の義務を加重する不当な条項（消費者契約法10条）と言えます。

⇒一審判決では、当団体の主張が認められました。